

# 建設工事の競争入札に係る最低制限価格の設定について

令和元年6月5日  
加茂市総務課

令和元年6月5日以降の加茂市が発注する建設工事の競争入札について、最低制限価格を次のとおり設定します。

## 1. 対象となる競争入札

原則として、予定価格（税込み）が130万円を超える建設工事の競争入札に適用します。

## 2. 最低制限価格の設定

建設工事の最低制限価格は、次の算式により算定します。

$$\text{○最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費等} \times 5.5/10) \times \underline{1.10} \text{ (税率)}$$

※算式中の経費は税抜き金額です。

(1) 算定した最低制限価格が予定価格(税込み)の10分の7.5以上10分の9.2以下になる場合

⇒ 算定した最低制限価格を最低制限価格とします。

(2) 算定した最低制限価格が予定価格(税込み)の10分の9.2を超える場合

⇒ 「予定価格(税込み) × 9.2/10」を最低制限価格とします。

(3) 算定した最低制限価格が予定価格(税込み)の10分の7.5に満たない場合

⇒ 「予定価格(税込み) × 7.5/10」を最低制限価格とします。

(4) 端数処理について

- ①直接工事費 × 9.7/10
- ②共通仮設費 × 9/10
- ③現場管理費 × 9/10
- ④一般管理費等 × 5.5/10

1円未満の端数は切り捨てます。

「①～④の合計額」は1万円未満の端数を切り捨てた額とします。

(5) 入札書に記載された金額と比較する際の入札書比較最低制限価格は、

「最低制限価格 × 100/110」により算定した金額となります。

(6) 消費税率が8%の工事については下線部を「1.08」、「100/108」とそれぞれ読み替えます。

### 3. 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、公告または指名通知において、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを記載します。

### 4. その他

最低制限価格より低い価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。

### 5. 適用

令和元年6月5日以降の発注から適用します。